

二号の答申は、諮問第一号、昭和五十七年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)案、諮問第二号、福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について、原案のとうり承認すると。

このように、二つの答申が発表されてゐるわけでございます。この間について、どのようなことかというところで論議が集中したわけでございますが、それを理事者側はどのように考えてゐるのか、ということでございますが、これを議事録を朗読いたします。

委員、いろいろ詳しく説明を受けたが、一回目と二回目の答申はすいぶん違ひ、理事者は一体どう、いふに受けとめてゐるのか。

理事者、この答申については、一回目の答申の内容から言いますと、一般会計からふやすという、逆に言えば被保険者の負担を軽減するようによろしく要求があった。しかし、二回目の答申案では、議会の意向も尊重するようにと、いうことだった。国保の基本的な考え方からいくと、やはり受益者の被保険者の医療費にかかゝる部分と、一般的

事務にかかゝる部分と大きく分かりますが、現在、確かに被保険者の所得の伸びが低下したということは、市民全般の所得も下がったということでは、これだけ一般会計から大幅に繰り入れるということもできない。やはり、医療費はある程度の負担を被保険者にしていただくというのが、国保としての運営上基本的な事項であるということでは、一般的に被保険者に負担していただく料金に見合ひ部分の料金の賦課率と云うか、そういうものもいろいろあり、多少の負担はやむを得ない。答申を受けたが、現在提案してゐるうちに、この率が妥当であろうという考え方で第二回目の諮問をお願いした。運協の答申を尊重すべきだが、国保全般の考え方を検討した上で、この条例改正を提案したという経過がある。

このようにしてございます。

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従ひ、最初に反対者

から発言を願います。十一番 原 敏子君。

(十一番 原 敏子君 登壇)

○十一番(原 敏子君) 議案第六十号 福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、日本共産党を代表して反対討論を行います。

市民の生活は、日に日に苦しさを増しています。収入が九%伸びると、税金は三四%もアップされるというように、五年連続の減税見送り、実質収入二年連続のマイナスで、私たちの暮らしはますます苦しくなっています。自民党政府は行政改革の名のもとに、福祉、教育予算を切り捨てています。これからの暮らしは一層厳しくなることは目に見えています。

国民健康保険制度は、昭和三十六年に国が国民皆保険ということを提唱し実施したものです。国民健康保険制度は、国民の命と暮らしを守る上で、これまでも地域住民の医療保障に大きな役割を果たしてきました。生活が苦しくても、だれでも気軽に医者さんにかかることができるということが望まれています。

今回の条例改正でなされた国民健康保険税の値上げは、市民の三三%の人の暮らしと健康を脅かすものであり、絶対に許すことのできないものです。国民健康保険特別会計は、医療費との関係が非常にあります。福生市の医療費は二十六市平均よりも約一万円も低いものがあります。医療費が低ければ保険税も低いのはあなうまえです。今回の値上げの理由は、医療費の増高と説明されましたが、医療費の増高より昭和五十七年度当初予算の保険税の見込み違いというところにあります。当初よりも保険税の所得割額の見込みが二五%も減額したことにあります。保険税の減額は、そのまま市民の所得が減っていることを証明しています。所得が減って生活が苦しくなっている現在、それに追いついていくような国民健康保険税の値上げは、市民の願いと逆行するものです。

去る八月十七日と八月二十六日に開かれました国民健康保険運営協議会においても、現下の厳しい市民生活状況を勘案する場合、諮問案による税率改正は高率であると思われる。したがって一般会計からの繰出金

を増額し、被保険者負担額を諮問案より軽減することを強く要求するものであると指摘しています。この国民健康保険運営協議会の答申からみれば、すなわち条例改正です。修正案は限度額だけを二万円引き下げ二十五万円としたものです。これは高所得者だけへの配慮をしたもので、真に生活に困っている市民への軽減が考えられていないものです。日本共産党は、今回の国民健康保険条例の改正、すなわち保険税の九四％の値上げについては、一般会計からの繰出金で国保財政を賄い、値上げすべきではないと主張してまいりました。一般会計からの繰出金は、五十六年度決算で見ましても、福生市では一人当たり二千六百四十円であり、三多摩二十六市平均は五千七百五十八円となっています。保険税の値上げをしなくても三多摩平均の繰出金を一般会計より出せば九千三百万円となり、今回の不足額五千七百五十万円と、当初予算で計上されている三千五百万円とプラスしても九千二百五十万円となり十分に賄えるものであります。

繰り返すようですが、福生市の医療費は三多摩平均よりも

低いものです。それは市民がみずから、健康に気を配っていることです。

世論調査でも暮らしが苦しく医療費にお金がかけられないと報告されています。所得が減り、暮らしが大変になっている現在、保険税の伸びが

ないからと言って安易に市民生活に一番影響を与える保険税の値上げは、絶対に許せないものと表明いたしました。反対討論といたします。

○議長（末次性男君） 次に賛成者、二十三番 関 米吉君。

（二十三番 関 米吉君 登壇）

○二十三番（関 米吉君） 議案第六十号に対する賛成討論を行います。

本議案は、ただいま委員長報告にもありましたが、厚生委員会において二日間にかけて慎重審議の結果、賛成多数をもって修正すべきものと決定したものでございます。

そもそも本議案は、理事者側より提案理由の中で述べられましたように、当年度国保財政が医療費の増高、及び被保険者の所得伸び率が予想以上に低下したことに伴い、当年度収支に財源不足が生じたことが確定的になったため、やむを得ず税率の改正と、地方税法第七

百三條の四、第四項にだし書きの国保税限度額を、現行二十四万円から二十七万円に引き上げ、なお不足する分については、一般会計からの繰出金を増額し収支の均衡を保つとして、従来の慣行に従い、議会への提案に先立ち国民健康保険運営協議会に諮問が行われたものでございます。諮問を受けた協議会は、二日間及び協議の結果、一部委員より諮問案賛成、また一部委員より赤字額は全額一般会計より繰出し補てんすべしとの意見もありましたが、最終的には、国保財政の円滑な運用を期すため、保険税率の改正及び限度額を引き上げ、なお不足する額を一般会計より増額繰出し補てんする考え方については、一応是認できるものの、現下の厳しい市民生活状況を勘案する場合、諮問案による改正額は高率であると思われる。しに、繰出金を増額し、被保険者負担額を諮問案より軽減することと強く要求する。しかし繰出金の増額等は、市の全般的財政事情から検討すべきものと考えられるので、協議会においてその額を決定し答申することは不可能である。よって本諮問については当協議会の意向を尊重し、市議会において決定されるよう答申すると結論されたものであります。

しかし、今回提案された本議案は、全く諮問案と同様のものであります。厚生委員会における理事者説明は、答申の趣旨は理解できるが、厳し、財政事情下において最大の努力の結果が提案案のものである。御賢察を賜り、原案どおり御承認願いたい。しかし議会における審議権、修正権は、これを尊重する、という説明でありました。厚生委員長報告のとおり、厚生委員会は、国保運営協議会の意向、全般的な市財政事情、国保が本来、独立会計であることのために、種々審査の結果、本議案は一部修正すべきであるとの意向が大多数を占めましたので、私より、会議規則第六十五条に基づく修正案と提出、採決の結果、賛成多数で御承認願ったものでございます。もとより、本修正案は提案者自身においても、これが最良のものであると言、得ないものであるとは承知いたしております。しかしながら、国保財政は御承知のとおり、明年二月以降実施の老人医療制度の改正、予断を許さない医療費の増高、ますます高まる高齢者社会への移行等と

相まって、今後さらに厳しさが予想される状況にございます。この様な状況を勘案した場合、一部においては御不満もあろうか、委員会に決定された修正案は、現下の状況下においてはまことにやむを得ないものであると思わざるを得ません。

本修正案に対し、反対議員からの討論も行われましたが、その内容については一部、ごもつ点もございますが、議会においては、単に弁論による反対意見を述べるだけでは余り意味のないことであることと御理解いただきたいと思います。もし、真にその反対主張に対し議会の同意を得ようとするならば、その御立派な考え方を会議規則の定めによりて修正案を提案し、それが入れられない場合、堂々たる反対討論を行うという筋道ある行動を取ってほしいかと思っております。

国保財政は、委員会審査において各委員が指摘したように、今回改正を行った場合においても、近い将来、再び赤字転落への危険をはらんでおります。今後、理事者は、各委員の意見や、本議会に述べられてる討論等を尊重し、真剣にその対応を検討されんことを強く

く要望し賛成討論といたします。(拍手)

○議長(末次性男君) 次に反対者、十番 遠藤洋一君

(十番 遠藤洋一君 登壇)

○十番(遠藤洋一君) 議案第六十号 福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての反対討論を行います。

反対討論の理由が一番大きなところは、この今回の条例が非常に市民にとっては唐突だったという点にあります。税率の値上げ、あるいはその理由に關しましては、たとえば国保の請求の高騰ということが挙げられますし、税金が低くなった、税金が非常に取りにくくなっている、収入が低くなっているの理由だというふうに述べています。

しかしながら、考えてみますと、国民健康保険の考え方という点になりますけれども、国民健康保険そのものは、国が定めて、いわゆる自治体、市や町や村がその大まかの財政や中身を運営しているわけですから、もともと非常に大変無理があるものだと考えております。一番大事なことは国民健康保険のシステムそのものについて考え直すことが重要ではないかと

と思つていますけれども、そのことは今回の問題に基本的にいますぐ対応できるものとは余り思いません。もちろん国に対して国民健康保険の制度を何とかしていただくのをお願いをすべきだとも思いますが、今回の赤字が見込まれるというところについて、幾つかの解決方法を考えていかなければならぬと思つています。

私が一番最初に思つたことは、この問題は、最初の起りは、まずは見込み違ひだといふことから発すると思はせば、それはやはり市町村が責任を持つ形が一番いいのではないかと思つています。つまり一般財源から補てんすることが、少なくとも三多摩の平均の繰り出しくらいまでは上げることが必要ではないかと思つています。

先ほどの委員長質問の中で、論議が行われなかったといふふうに伺つておりますけれども、たとえば老人保健制度の問題があります。六十五歳以上の後には七十歳までの老人や、あるいは七十歳以上の老人の国民健康保険の中に対する圧迫する比率は、非常に高くなつてゐるというふうに言及されたもので報告されております。しかしながら、この問題に関します

と、たとえば第九十五回の国会において一部修正をしまして、九十六回国会では参議院でも修正をされて、五十七年の八月十日に通過をいたしました。老人保健制度の問題があります。にほひの賛成討論の中にも来月二月からは老人保健法案が通るといふことで、かなり国民健康保険に対する圧迫というものが少なくなるというのがこれから先ではなかと思つております。で、まずすれば、その試算なども行いながら、今回の赤字につき、一体どこまで赤字になりどこまでこの老人健康保険制度で救われるのかといふことにつきまして論議があればとは思つたのですが、そのような報告はありませんでしたので、そこについてはその論議が必要ではなかったかといふふうに思つております。

いずれにしても、今回の原案に対しましては、一つは一般会計からの、やはり繰り出しをすべきであるといふことから、市民に負担をかけるという形には賛成することがどうしてもできません。

以上をもちまして、今回の原案については反対したいといふふうに思つております。以上です。

○議長（末次性男君） 以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

本案に対する委員会の報告は修正であります。本案は、委員
会報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（末次性男君） 起立多数であります。よって議案第六十号
は、委員会審査報告のとおり修正可決いたしました。

○議長（末次性男君） これより十一時五分まで休憩いたします。

午前十時五十二分 休憩

午前十一時七分 開議

○議長（末次性男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第六 議案第六十号 福生市議会議員及び市長の選挙
におけるポスター掲示場の設置に関する条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長
から報告を願います。

（総務委員長 石川慶一郎君登壇）

○総務委員長（石川慶一郎君） 御指名をいただきましたので、議案第六
十号につきまして、委員会における審査概要を報告させていただきます。

なお、お手元にはあります審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書） 別添参照

まず冒頭、選管局長より説明がございました後、質疑に入られたわけで
ございますが、本条例について他市の状況について、また理事者提案と
議員提案のちのちについて伺いたい。また公営掲示板の形が好ましい
という根拠を伺いたいというような質問がなされたわけでございます。

これに對しましての答弁としては、ことしの三月条例化の市が、市長
提案では立川市と青梅市、議員提案が田無市の計三市であると。
また、国分寺は三月に議員提案で上程したけれども継続審査になって
おると。六月の条例化が、市長提案では秋川市、議員提案が小平、

粕江、三鷹、保谷の計五市であると。九月定例会提出予定は五市ありまして、市長提案がわが福生市、それに東村山市が総務委員会の調査事項となり、その報告により追加議案として市長提案で出そうである。議員提案が府中市、調府市、それに東大和市が出す場合は追加議案になりそうだが、まだどうはしない模様であると。また、公営掲示板の形式が好ましいといったような理由についてであり、それ以外にも、まずポスターを貼る手間とか、それにかかる経費の節減、それから地域での全候補者を把握できるといふ、いわゆる一覽性の点ですか。そういう問題。それから候補者がポスターを公平に貼れること。公共施設にもポスターが貼れるというメリット。ポスターをめぐる市民とのトラブル、すなわち承諾を得たとか得ないとかいったような、そういう問題がなくなるというメリット。また狭い福生市の美観が保たれ、環境が保持されること。というが、そういうようなことが、いわゆるメリット面であると。しかしながら、問題点もなければいけない。それは、ポスターが現在千二百枚貼られるわけですが、七十一枚と減ってしまうという点。そしてまた、掲

示板を設置するのには、効果的な場所の確保が困難であるということ等々があると。しかしながら、当事者の議員からの要望もあり、委員会を三回にわたって検討した結果は、総合的に見地から本制度採用に踏み切ったというふうな答えが返ってきたわけであります。

また、選挙においては、ポスターは音と同様に有権者の関心を高めるものである。七十一枚、七十一枚という限定した場所に貼ることにより、市民の関心の低下が投票率を低下させないか。その点、選挙管理委員会として従来より関心を高めるような方法を取るべきだといったような発言はなかったか。

また、このような方法は、有権者にとって、候補者を知る権利の制限がなされるという点。また、議員提案ならいふ知らず、理事者提案ということであれば、議員に対する規制条例であり妥当性を欠くので反対、といった意見。これに対しては、市民クラブ、公明党議員団とで選管へ、制度改善方について要望を出したので、また国会や都議会、いずれの選挙においても、ポスター掲示板で行っているわけであり、選挙の経費が節減される

とか、あるいはまたの美観が保たれるとか、あるいはまた選挙最終日ともなると投票所の囲りに、かなり片寄った候補者のポスターが貼られるという公正さを欠くという感が大であり、いろいろ見地から見て掲示板の方かよと考へて要望し、理事者提案でお願いしたのであり本案には賛成である、このように意見が出たわけであり。

その他に、意見としてですけれども、ポスターの証紙の関係で、本条例規定に伴い、他の条例や規定を廃止する必要性があるか否やと、このように質問もありました。

理事者側の答弁としては、特にポスター掲示場だけに限定しても、即投票率の低下にはならないと。最近の現象として、確かに投票率というものは低下してゐることは確かであるけれども、選挙制度に起因することではない、ように思われます。

また、本条例は特別に定めるものであり、考へ方としては、ポスター掲示場設置に関する関係と別の規定で定めて、現在の証紙関係の規定が選挙執行規定の中にあるので、本条例公布の段階において関連規

定の整備、措置を講じていきたいというふうな答弁がなされたわけであり。

また、掲示板の費用はどのくらいかかるのか、あるいは七エカ所の場所の確保は可能なのかとか、あるいは民地を借りたときのお礼は、一体どのくらいするものであろうかとか、そういうふうな質問もあつたわけであり、それについても、これに對しまして、一カ所三万五千円から三万六千円ぐらいは、設置するの経費がかかる。それからまた、設置場所としては、国の選挙等で掲示板を立ててゐる箇所を主体としてみつめていきたい。場所としては公共施設が中心となり、それで足りなければ民有地の借地をお願いしたい。民有地については四十一エカ所ぐらいと思ひけれども、本年中には見通しを立てて、総数は減らすして減らしていきたいと思ひます。また民有地の御礼は、千円か千五百円程度の品物を御礼としてやっております。かような答弁があつたわけであり。しかしながら、いろいろ、千二百か七百になることですから、これは大変な、大きな変わり方であり、それにかわるものとして申しますか、今後の選挙公報の充実、そういうふうなものに特段の配慮をお願いしたいというふうな要望もございまして、質疑は終わつたわけであり。

採決に当たりましては、起立によつて採決をいたしましたところ、賛成多数により可決すべきものと決定をいたしました次第でございます。

よろしく御審議を賜ひまして、当委員会報告書日におう御決定をくださるすようお願ひを申し上げまして報告とさせていただきます。

○議長（末次性男君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑は終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行ないます。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従ひ、最初に反対者から発言を願ひます。十二番 松山清君。

（十二番 松山清君 登壇）

○十二番（松山清君） 議案第六十号 福生市議会議員及び市長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例について反対討論をいたします。

憲法二十一条では、集会、結社、及び言論、出版、その他一切の表現の自由は、これを保障すると。また公職選挙法一条では、この法律は日本国憲法の精神にのっとりとし、その選挙が選挙民の自由に表明する意志によつて、公明かつ適正に行われることを確保し、もつて民主政治の健全な発達を期することを目的とする、としております。

しかるに、この条例は、憲法、公職選挙法に言われてゐる国民や住民の知る権利を奪ひ、政治的無関心を助長してしまふのではないかと考えております。言うまでもなく、ポスターの掲示については、地方自治体が現行の任意性方式が義務性方式かのいずれかと選取できることになっております。住民の権利を拡充すべきものが地方自治の原則を無視して改悪された公職選挙法の立法を率先して実施することは、住民の知る権利を奪うもので、国民の主権と議会制民主主義を著しく侵害するものとなります。本来、選挙は有権者に多くのことを知らせ、政治への関心を高め、自治意識の高揚をもたらすものでなければなりません。

本条例の提案は、公営の名において住民の知る権利を奪うものである。